

お知らせ掲示板

くらし

郷土文化財制度に応募しませんか

郷土文化財制度とは、地域で大切にされている文化資源を「郷土文化財」に認定し、地域の宝としてまちづくりへ生かしていくための制度です。

地域の文化資源とそれを保存・継承・啓発する活動がセットとなっているものを郷土文化財として認定します。

※申請されたすべての文化資源が認定されるわけではありません。まずは、電話でご相談ください。詳しくは、市ホームページへ。



(文化政策課 ☎328-2039)

空地・空家の火災予防！

空地や空家は、火災が発生しても発見が遅れ、周囲に延焼するおそれがあるため、より一層注意が必要です。

放火などによる火災を未然に防ぐため、次の項目に注意しましょう。

- ①空地の枯れ草は刈り取り、燃焼のおそれのあるものは置かないようにする。
 - ②木くず、紙くずなど燃えやすいものは、放置しない。
 - ③空家は、外部から侵入できないよう施錠する。
 - ④ガスや電気は遮断し、危険物は置かない。
- 適正な管理に努め、火災予防を心掛けましょう。
- (消防局予防課 ☎363-0263)

宅配業者を装った「不在通知」の偽SMSに注意を！

SMSとは、電話番号宛てに送受信できるメッセージサービスのことで

中には、宅配業者を装った「不在通知」の偽SMSもあります。URLにアクセスすると、偽サイトに誘導され、スマートフォンが不正利用される恐れがあります。

【トラブル事例】

- ・偽サイトにアクセスしてID・パスワード等を入力した結果、キャリア決済などを不正利用されて、身に覚えのない請求を受けた。
- ・偽サイトにアクセスして不正なアプリをインストールした結果、自身のスマートフォンからSMSが多数送信されて、身に覚えのない通信料が発生した。

【トラブル防止のポイント】

- ・SMSやメールで「不在通知」が届いても、記載のURLに安易にアクセス

しないようにしましょう。

- ・提供元不明のアプリをインストールする、不明なサイトでID・パスワード等を入力することはしないようにしましょう。
- ・セキュリティソフト等を活用し、迷惑SMSやメール、ID・パスワード等の不正利用への事前対策をしておきましょう。

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、迷わずご相談ください。

(市消費者センター ☎353-2500)

年末年始の飲酒に注意を！

「場を盛り上げたい」「強く勧められた」という理由で、短時間に大量のお酒を飲んでしまったことはありませんか。

それは命にかかわる「急性アルコール中毒」になりかねない危険な行為です。

消防局管内でも、年間400～500件程度、飲酒が原因と思われる意識障害や嘔吐、転倒によるけがなどで救急要請があり、特に多くなるのが年末年始です。

飲酒による救急事故は防ぐことができます。救急車は限られた資源です。救急車の適正利用をお願いします。

(消防局救急課 ☎363-2360)

わんにゃん相談コーナー (犬のしつけ) (予約制) 無料

☎1月23日(火)午後2時～4時 **場**市動物愛護センター **内**犬のしつけの悩みに対する個別相談 **師**JAHA認定家庭犬しつけインストラクター **対**犬の飼い主 ※ペット同伴可。☎1月11日(木)まで(必着)にはがきに住所、氏名、年齢、電話番号、相談内容を書いて〒861-8045東区小山2丁目11-1市動物愛護センターへ(応募多数の場合は抽選)

(市動物愛護センター ☎380-2153)

犬と猫の休日譲渡(完全予約制)

☎1月21日(日)犬の譲渡:午前9時半～正午、猫の譲渡:午前10時～正午 **場**市動物愛護センター **内**市動物愛護センターに収容している犬猫の譲渡、犬の譲渡が決定した方のみ譲渡前講習(受講済みの方は不要) **対**平日来所が困難な方 **定**各4組(先着順) **費**犬の譲渡には、登録手数料と狂犬病予防注射料金(計6,200円)が必要 **申**1月9日(火)から電話で市動物愛護センターへ ※譲渡希望の犬猫や譲渡条件等について、申し込み時に確認します。譲渡条件について詳しくは、市ホームページへ。

(市動物愛護センター ☎380-2153)



三山荘、東部交流センターが休館します

東部環境工場の定期点検整備に伴い、下記の期間は休館します。

■三山荘(☎380-7120)

【休館期間】1月29日(月)～2月29日(木)

■東部交流センター(☎349-0888)

【休館期日】2月11日(祝)

※2月10日(土)は午後5時に閉館します。

※足湯、シャワーは1月29日(月)～2月23日(祝)まで使用できません。

詳しくは、各施設または東部環境工場へ。

(東部環境工場 ☎380-8211)

地域猫活動の支援を希望される方へ

状況や条件を確認したのち、「地域猫活動支援対象組織」として登録します。登録されるとセンターで行う飼い主のいない猫の不妊去勢手術を優先して利用できます。

対地域猫活動(地域住民が主体となり、飼い主のいない猫を適正に管理する活動)に取り組む組織

■登録の流れ

- ①必要書類の提出
- ②登録決定
- ③手術の申し込み・実施
- ④登録期間満了(年度末)報告書提出

■登録の主な条件

- ・地域住民3人以上の組織(親族のみ等は除く)
- ・ガイドラインに沿った活動ルール、計画書が作成できること
- ・活動地域(熊本市内に限る)が明確で、その地域の代表者が理解の上、特段の反対がないこと

詳しくは、市ホームページへ。

(市動物愛護センター ☎380-2153)



“もしものとき”のペットの預け先を考えましょう

災害などによる生活の変化、飼い主自身の入院や死亡など、不幸な出来事はいつでも誰にでも起こる可能性があります。

万が一飼いつづけることができなくなった場合に備え、ペットの預け先や、代わりに飼ってくれる人をあらかじめ確保しておきましょう。もしものときにペットの命を守ることができるのは、飼い主さんだけです。

また、これからペットを飼おうと考えている方は、飼えなくなった時にどうするか考え、飼う前から周りの人に伝えておきましょう。

(市動物愛護センター ☎380-2153)

1月31日は市県民税第4期の納期です

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。希望する方はお近くの金融機関、郵便局またはインターネットでお申し込みください。詳しくは、市ホームページへ。

また、納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税お支払サイト、スマホ決済アプリ等で市税の納付ができます。利用方法等については地方税お支払サイトをご確認ください。

【市ホームページ】



【地方税お支払サイト】



(納税課 ☎328-2204)

差し押さえ財産のインターネット公売

【参加申込期間】1月11日(木)～30日(火)【入札期間】動産:2月6日(火)～8日(木)、不動産:2月6日(火)～13日(火)【公売物件】不動産および動産【開催場所】KSI官公庁オークションのウェブサイトにて実施

詳しくは、市ホームページへ。

(納税課特別滞納対策室 ☎328-2202)



「くまもとはつらつプラン」住民説明会

令和6年度～8年度を計画期間とする「第9期熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定することに伴い、住民説明会を開催します。詳しくは、高齢福祉課へ。

【住民説明会】

場所	定員	開催日	時間
東部公民館	60	1月11日(木)	午後6時半から
富合公民館	50	1月16日(火)	
植木公民館	50	1月18日(木)	
西部公民館	70	1月19日(金)	
中央公民館	70	1月23日(火)	

(高齢福祉課 ☎328-2963)

若者消費者110番

「成人の日」にあわせて、若者を対象に、時間を延長して消費生活相談を行います。相談は全て無料です。

■消費生活相談員による電話相談

日時 1月11日(木)・12日(金)午前9時～午後6時

■弁護士による相談

日時 1月12日(金)午後2時～4時(一人30分)

場所 市消費者センター(市役所別館自転車駐車場5階)

申込 電話で消費者センターへ(要事前予約、先着順)

【共通】 **対象** 市内に住むか通勤・通学する29歳以下の方



くらしの中の人権 121

こどもに関する人権問題

虐待やいじめ、インターネットによるトラブルなど、こどもが被害者となる事案が後を絶ちません。

こうしたこどもを取り巻く厳しい状況の中、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、令和5年4月にこども基本法が施行されました。

こども基本法では、「すべてのこどもは大切にされ、基本的人権が守られ、差別されないこと」、「年齢や発達に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのにとって最もよいことが優先して考えられること」など6つの基本理念が掲げられており、その理念のもと、こども施策を推進することとされています。

こども一人ひとりがとても大切な存在です。自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことが重要です。

(人権政策課 ☎328-2333)